

研究論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン

2024年10月23日改正

公益社団法人日本看護科学学会（以下、「本学会」という。）は本学会が発行する日本看護科学会誌（以下、「本誌」という。）およびJapan Journal of Nursing Science（以下、「JJNS」という。）への不正な論文投稿を防ぎ、本誌およびJJNSの学術性と社会からの信頼性を確保することを目的として、研究論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドラインを以下のとおり定める。投稿に関する不正行為の定義を明確にすることによって、注意を喚起するものである。

1. 投稿における不正行為の防止

本学会の正会員およびJJNSに投稿する者は、投稿に関する不正行為を行ってはならない。

2. 投稿に関する不正行為の定義

本学会は、本誌およびJJNSへの投稿に関する不正行為として、特定不正行為¹⁾である「捏造」、「改ざん」および「盗用」に「二重投稿」を加えて定義する。

また、望ましくない行為として、「分割投稿」、「不適切な著者資格による投稿」を位置付ける。

1) 不正行為

- (1) 捏造とは存在しないデータ、研究結果等を作成すること¹⁾、その作成したものを論文等に利用することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること¹⁾、そのような加工をしたデータ、結果等を用いて論文等を作成することをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること¹⁾をいう。
- (4) 二重投稿とは、印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること²⁾をいう。

以下のいずれかに該当する場合には、二重投稿とみなす。ただし、大学の学士論文・修士論文・博士論文、科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集を論文として発表した研究を論文として投稿した場合は、二重投稿とはみなさない。

- ①本誌に投稿された論文と同様の論文を、第一著者または共著者として他の学術誌に投稿すること
- ②既発表の論文、または投稿中の論文との差異が明確に記述されていない同様の論文を、第一著者または共著者として本誌に投稿すること
- ③既にある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、第一著者または共著者として本誌に投稿すること。

2) 望ましくない行為

- (1) 分割投稿（サラム投稿）とは、本来一本の研究論文で報告できる研究を、業績づくりを意図して小さい発表論文に分割して発表することをいう。
- (2) 不適切なオーサーシップ（著者となること）による投稿とは、著者資格を満たさない者を著者に加えること、著者資格を満たす者を故意に除外することをいう。

※著者とは以下の条件のすべてを満たすものとする(International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE による基準³⁾)。

- ① 研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献した。
- ② 論文を起草したか、または重要な知的内容について批判的な推敲を行った。
- ③ 投稿原稿の最終確認を行った。
- ④ 研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した。

※不適切なオーサーシップとして、ゲスト・オーサー、ギフト・オーサー、およびゴースト・オーサーを例示する。

- ① ゲスト・オーサーとは、論文採択の可能性を高めるために、明確な貢献はないが、年長で有名な研究者を著者に列記することをいう。
- ② ギフト・オーサーとは、研究に対する十分な貢献がないにもかかわらず「ギフト (贈り物)」として著者に名前を列記することをいう。
- ③ ゴースト・オーサーとは、研究および論文作成に相当の貢献をしている(著者資格がある)にもかかわらず、故意に著者から除外することをいう。

引用文献

- 1) 文部科学大臣 (2014) : 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン, p.10
- 2) 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会 (2012) : 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書, p.1~6
- 3) https://www.honyakucenter.jp/usefulinfo/pdf/ICMJE_Recommendations_2017.pdf : 医学雑誌掲載のための学術研究の実施、報告、編集、および出版に関する勧告 (2017年12月改訂版), 日本語翻訳版株式会社 翻訳センター. (検索日: 2018年11月7日)
原文: <http://www.icmje.org/> : Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals (Updated December 2017), International Committee of Medical Journal Editors.

参考文献

- 1) 日本学術会議学術と社会常置委員会 (2005) : 科学におけるミスコンダクトの現状と対策, 科学者コミュニティの自律に向けて, p.1~49.

附則 このガイドラインは2018年2月17日から施行する。

このガイドラインの改正は2022年12月1日から施行する。

このガイドラインの改正は2024年10月23日から施行する。